

## 一般財団法人松本市スポーツ協会生涯スポーツ指導者制度

### (趣 旨)

第1条 一般財団法人松本市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が設置する生涯スポーツ指導者制度に関し、必要な事項を定めるもの。

### (設置の目的)

第2条 一般財団法人松本市スポーツ協会生涯スポーツ指導者制度は、松本市の住民（以下「市民」という。）の生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を図り、多様化した生涯スポーツ・レクリエーション活動に対応した生涯スポーツ指導者（以下「指導者」という。）の養成と、その指導者の紹介により、市民の健康増進に資することを目的とする。

### (指導者の養成)

第3条 市民の多様な要請に応じる力のある指導者を養成するため、別に定める生涯スポーツ指導者養成講習会を実施する。

### (指導者の役割)

第4条 この法人が養成し、認定する指導者の役割は、次のとおりとする。

- (1) 指導者は市民の生涯スポーツ・レクリエーション活動の指導にあたる。
- (2) 指導者は地区体育協会等と連携をとり、生涯スポーツやレクリエーションの種目を用いた行事（以下「生涯スポーツ行事」という。）を自ら企画・運営し、生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興促進に努める。

### (登録・認定)

第5条 この法人は指導者の認定および登録を、別に定める一般財団法人松本市スポーツ協会生涯スポーツ指導者登録規程により行う。

### (紹 介)

第6条 市民から指導者の紹介の依頼があったときは、次により指導者の紹介をする。

- (1) 紹介依頼のあった生涯スポーツ行事等が、営利を目的とせず、地域のスポーツ振興や市民の健康増進等に資する場合。
- (2) その他、この法人が必要と認める場合。

2 指導者の紹介は、次により行う。

- (1) 紹介を受けようとする者（以下「依頼者」という。）は、指導者紹介依頼書に必要事項を記入のうえ、指導を希望する日のおおむね30日前までに、この法人に提出する。
- (2) 前号による依頼を受理したときは、その内容を審査し、適任者を選定して速やかに依頼者に紹介する。
- (3) 依頼を受けた指導者は、支障のない限り、この指導にあたる。
- (4) 指導者は、必要に応じて指導内容等について打ちあわせを行い、傷害等の防止にも十分留意する。

### (所 管)

第7条 この制度の運営は、生涯スポーツ振興委員会が所管する。

### (その他)

第8条 この制度に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この制度は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この制度は、令和2年6月26日から施行する。